

富山県産業技術研究開発センター研修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県産業技術研究開発センター(以下「センター」という。)が企業等より派遣された技術者(以下「研修生」という。)を一定期間センターに受入れ、センターの実務を通じて専門技術を習得させるために実施する研修について定めるものとする。

(申請)

第2条 県内に存在する事業所の長であって研修生を派遣しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ次の各号に掲げる書類をセンターの長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研修生受入申請書(別記様式第1号)
- (2) 履歴書
- (3) 誓約書(別記様式第2号)

(契約)

第3条 所長は、前条の申請に係る研修がセンターの業務と密接な関係を有し、かつセンターの業務に支障がないと認めるときは、研修に関する契約(別記様式第3号。以下「契約」という。)を締結するものとする。

(研修責任者)

第4条 所長は、研修生の受入れにあたって、その指導責任者及び指導担当者を定めるものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は、原則として1週間以上6箇月未満とする。

- 2 所長は、研修生及び申請者がこの規程に定める事項に反したとき、研修を中止することができる。
- 3 所長は、第1項の規定により研修を実施中に、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由があるときは、申請者と協議のうえ本研修を中止し、又は研修期間を延長することができる。
- 4 所長は、前2項の規定により研修を中止し、又は研修期間を延長するときは、遅滞なく申請者にその旨通知するものとする。

(研修に要する経費)

第6条 研修に要する経費(以下「経費」という。)は、すべて申請者側の負担とし、契約で定める経費を富山県(以下「県」という。)が別途発行する納入通知書により県に納付しなければならない。

- 2 研修を終了又は中止したときに、前項に基づき納付された経費の額に不用が生じた場合は、申請者は不用となった額の返還を請求できる。県は、申請者からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
- 3 研修期間の延長により、第1項に基づき納付された経費の額に不足が生じた場合は、申請者は、不足する額を納付しなければならない。

(研修生の服務等)

第7条 研修生は、別に定める「研修生服務心得」を遵守しなければならない。

2 研修生は、研修を終えたときは、研修報告書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

(損害賠償義務)

第8条 研修生がセンターの物品等の利用に際し、故意又は過失により損害を与えた場合は、申請者はそのすべてを賠償しなければならない。

(補償費用の負担)

第9条 研修生が事故等により被害を受けた場合は、その補償に要する費用は申請者が負担するものとする。

(成果の公表等)

第10条 研修生が、研修によって得られた成果を公表するときは、あらかじめ所長の承認を得なければならない。

(知的財産権)

第11条 研修において、発明、考案及び意匠の創作等を行ったときは、その取り扱いは別に定める「富山県産業技術研究開発センター共同研究規程」の例によるものとする。

(修了証書)

第12条 所長は、研修生が所定の研修を修了したと認め、かつ申請者の申し出により修了証書(別紙様式第5号)を交付できるものとする。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和元年6月1日から施行する。